

職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、公表いたします。

記

- 1 被処分者 八戸市立市民病院 主事級職員（医療職） 27歳 男性
- 2 処分内容 懲戒処分 停職4月
- 3 処分年月日 令和元年7月26日

4 事実の概要

当該職員は、平成31年4月25日（木）午前0時30分頃、階上町の国道45号線付近において、私用車を運転しているところを警察官に止められ、呼気検査において呼気1リットルあたり約0.5mgの酒気帯びが発覚し、検挙されました。これにより、令和元年6月に運転免許取消処分及び罰金処分に処されたものであります。

このことは、八戸市職員として市民の信頼に応え、率先して交通法規を守るべき立場にありながら、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、地方公務員法第29条第1項の規定により、停職処分としたものであります。

5 再発防止策について

職員に対し、今回の事案を職員全体の問題として強く自覚し、今後このようなことを起こすことのないよう、交通法規の遵守及び自動車事故の防止について、改めて指導徹底を図って参ります。